

欧州特許庁，審査ガイドラインを改訂

2012年6月22日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は，6月20日，改訂された審査ガイドラインが同日より発効する旨，プレスリリースを行った。

審査ガイドラインの改訂内容は，EPO の 5 月 2 日付けの通知において公表されており，それによれば，全体構造の再編成および最新情報への更新を行うもの。特に，EPC2000 および EPO 審判部の最近の審決に適応させるように，全ての法的助言の通知や内部命令を組み込んでいる。ただし，実体審査の実務を実質的に変更するような改正事項は含まれていない。

全体構造については，従来の審査ガイドラインでは A 部から E 部の 5 部構成であったが，改訂後は次のとおり，A 部から H 部までの 8 部構成とされた。A 部から E 部においては手続の概要が示されており，新しく追加された F 部，G 部，H 部において特許審査の実体要件が示されている。

- A 部：方式審査のためのガイドライン
- B 部：調査のためのガイドライン
- C 部：実体審査の手続面のためのガイドライン
- D 部：異議および限定／取消の手続のためのガイドライン
- E 部：一般手続事項に関するガイドライン
- F 部：欧州特許出願
- G 部：特許性
- H 部：補正および訂正

なお，EPO のプレスリリースにおいては，改訂された審査ガイドラインの全文，2010 年版と 2012 年版の審査ガイドラインの対照表，アルファベット順のキーワード索引が掲載されている。

－ EPO のプレスリリースおよび改訂された審査ガイドラインは，以下参照 －

[Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

－ EPO の 5 月 2 日付けの通知は，以下参照 －

[Notice from the European Patent Office dated 2 May 2012 concerning revision of the Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

(以上)